

A 市長室からお答えします

オンデマンド交通について

Q 高齢者の移動手段としてオンデマンド交通が運行されていますが、予約が混んでおり、希望する日時に取りづらいついことがあります。利用しやすいように改善してもらえますか。



A オンデマンド交通については、高齢者の外出支援の取り組みとして、通院や買い物のほか、気軽に外出できる機会を増やすことを目的として、70歳以上の人を対象に市内全域での実証実験運行を行っています。このオンデマンド交通は、自宅から歩いていける範囲に乗降場を設け、片道500円で市内の駅や病院、ショッピングセンターなどに行くことができる「乗合方式」のタクシーとして運行しています。利用は完全予約制で、時刻表も決まった路線もありません。同じ時間帯に、同じ方面に向かう人が乗り合って利用するものです。

オンデマンド交通は、皆さんからの関心が高まるとともに利用者が年々増えています。特に通院での利用が多い時間帯などは、予約が難しい状況です。また、7日前から予約ができるので、当日の予約が取りづらいついことがあるなど、利用者には不便をかける場合があります。この現状を踏まえ、平成30年4月から車両を1台増車して運行し、利便性の向上を図っています。

今後も実験結果の検証を行うとともに、高齢者の移動手段の確保について検討していきます。

※くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。

消費生活相談Q&A

パソコンに突然表示される偽警告画面にご注意を

Q パソコンでインターネットを利用していたら、突然大きな警告音が鳴り「ウイルスに感染した」との警告画面が表示されました。サポートセンターの電話番号が表示されていたので電話すると、外国人と思われる人が出て「ウイルスに感染している。すぐに対処しないと危険なので、3年間のサポート契約をするように」とせかされました。契約してよいでしょうか。

A 偽の警告によって有償のソフトウェアの購入やサポート契約をしてしまったという相談が多く寄せられています。警告画面が表示されてもうのみにせず、慌てて連絡や契約をしないようにしましょう。

悪徳業者は「ウイルス感染を警告する画面と音が流れる」「カウントダウンが表示される」など、さまざまな手口で消費者を不安にさせ、サポートを装い電話をかけさせるように誘導します。事業者へ連絡すると「パソコンの状態を確認する」「ウイルスを駆除する」などの名目で、ソフトウェアをインストールするよう指示され、パソコンを遠隔操作される場合もあります。

偽の警告がどうか判断が難しい場合や、警告画面が消えない

場合には、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) 情報セキュリティ安心相談窓口(☎03-5978-7509、土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前10時～正午、午後1時30分～5時 Eメールanshin@ipa.go.jp)に相談してください。また、偽警告の手口や画面の消し方などは、IPAのホームページ(<https://www.ipa.go.jp/security/anshin>)で見ることができます。

もし契約してしまい、解約できないなどのトラブルが発生したら、消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になったとき

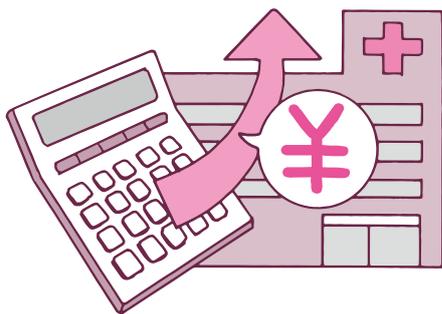
1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳未満の人の限度額は右表の通り区分されています。

70歳以上の人の限度額と計算方法については、保険年金課へ問い合わせてください。

支給対象世帯には「該当通知書」を郵送

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カードなど)、該当通知書を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。支払いは申請月の翌月下旬になります。



負担区分	年3回目まで	年4回目以降
基準総所得額 901万円超え	25万2,600円 (医療費が84万2,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	14万100円
基準総所得額 600万円超え 901万円以下	16万7,400円 (医療費が55万8,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	9万3,000円
基準総所得額 210万円超え 600万円以下	8万100円 (医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	4万4,400円
基準総所得額 210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

*国民健康保険加入中で所得の申告をしていない人がいる世帯は、基準総所得額901万円超えとして扱われます

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑、保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。

なお、70歳以上の人の限度額適用認定証の発行については、保険年金課へ問い合わせてください。

※くわしくは同課(☎20-1526)へ。

海外居住者の国民年金

希望すれば加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとするときの受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

これに対し、受け取る年金額を増やしたい、万が一の場合に障害基礎年金などが保障されるようにしたい、と希望する人は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができます。

海外に転出するときは、必ず保険年金課(市役所1階)で手続きしてください。

ただし、任意加入者には、保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

